神奈川県子ども・子育て支援推進事業者登録簿

	仲 余川	県子ども・子育て文法	麦推進	争亲有	豆虾酒						
認証年月日	平成 21 年 11 月 6 日			証 番	号	156					
登録年月日	平成 21 年	平11月27日 登録番号 157									
	名称 (氏名)	株式会社PFU									
事業者代表者名執行役員柴田正巳											
	所在地(住所) 神奈川県川崎市幸区堀川町 580 ソリッドスクエア										
1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」とい											
う。)に基づく従業員の子の養育に関する措置の状況											
(1) 育児・介護休業法に関してあらかじめ定めるべき事項等(育児・介護休業法第 21 条関連)											
☑ 育児休業中の待遇(賃金その他の経済的給付等)に関する就業規則等の定め											
☑ 休業征	☑ 休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項										
☑ その他(休業期間が終了した場合の労務の提供時期等)の事項											
(2) 雇用管理及び職業能力の向上等に関する措置(育児・介護休業法第 22 条関連)											
☑ 原職等	等へ復帰させる配慮	等労働者の配置等雇用	F 管理	につい	てのコ	夫					
□ 雇用保険法施行規則第139条第2項に規定する育児休業者職場復帰プログラムの実施等労働者の状況に											
応じた計画的な職業能力の開発等の措置の実施											
(3) 子の養育を行う労働者に対する措置(育児・介護休業法第24条関連)											
☑ 3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対する就業しながら子の養育を容易にするための措											
置(育児休業制度又は勤務時間の短縮等の措置に準ずるもの)											
(4) 再雇用特別措置等(育児・介護休業法第27条関連)											
□ 妊娠、出産及び育児を理由として退職した者に対する再雇用特別措置等											
(5) 育児・介護休業法に規定する措置を上回る措置の有無(神奈川県子ども・子育て支援推進条例施行規則(以											
下「規則」という。)第2条第1号から第5号までの規定関連)											
☑有 □無											
(内容)											
①保育所の事情等により必要な場合、子の満1歳の誕生日以降最初の4月20日(子の誕生日が4月1日~20日の場合は子の満2歳の誕生日以降最初の4月20日)又は1歳6か月の前日までの、どちらか長い方の期間まで育児休職が可能											
②小学校卒業までの子を持つ従業員は子の看護目的で積立休暇(1年度に5日支給・20日を上限として積立可能)を使用できるほか、											
子の看護目的以外で積立休暇を取得した結果、子の看護のために積立休暇を年間5日取得できない場合、不足分を追加支給(無給)											
③時間外労働の制限及び深夜業の制限の対象となる従業員の子の年齢は小学校3年生の3月31日まで ④短時間勤務の対象となる従業員の子の年齢は小学校3年生の3月31日までで、復帰後1ヶ月以内は4時間・満1歳以上満3歳の誕											
生日以降最初の3月31日までは6時間・満1歳未満及び満3歳の誕生日以後最初の4月1日以降小学校3年生の3月31日までは											
7時間の勤務が可能											
		・役職名(規則第2多	条第6	号関連)							
(人事部)					
// / /	主行動計画に関する		⇔ = . [.	/IPP	I folio -	fr ble - II BENJAN					
		計画に定めている取組	且の内	容(規則]第 2	条第7号関連)					
	環境の整備に関する ちてた(2008年2008年2008年2008年2008年2008年2008年2008		エルの	正去 ナ	十七公二	トスとよの戸田停座の畝供					
(7) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備											
☑ a 妊娠中及び出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知及び情報提供並びに相談体制の整備の実施											
□ b 産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容及び業務体制の見直し											
☑ c 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進											
□ d 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施											
☑ e 育児休業を取得しやすく、及び職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措											
置の実施 「ス()、用性の充用化業取得な得味するなめの世界の実施											
☑ (a) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 ☑ (1) 労働者の奇児休業中におけて徒選みが奇児休業後の労働条件に関すて東京についての民											
☑ (b) 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周 (cm)											
	知 (4) 奈胆体業期	関中の体装番号の強	兄分けて	ジェ来な	大会で	及び業務体制の見直し					
			•								
□ (d) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 □ (e) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容及び業務体制の見直											
		(にかける)が収入(よ)が	48八日 =	□ 4班、 、	/] 及] 巾	IV/ICV/V/未物的人的人。					

□ f 小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 □ (a) 短時間勤務制 □ (b) フレックスタイム制度										
□ (c) 始業及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げる制度 □ (d) 所定労働時間を超えて労働させない制度 □ g 小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児所施設の設置及び運営 □ h 小学校就学前の子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施										
 □ i 労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入 □ j 希望する労働者に対する勤務地及び担当業務の限定制度の実施 □ k 子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮及び子育てのために必要な費用の貸付けの実施等子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施 ☑ 1 育児・介護休業法に基づく育児休業並びに時間外労働及び深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等諸制度の周知 										
□ m 出産及び子育てによる退職者についての再雇用制度の実施 (イ) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備 ☑ a 所定外労働の削減のための措置の実施 ☑ b 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施 □ c 多様な働き方の選択肢を拡大するための短時間勤務及び隔日勤務の導入 □ d 情報通信技術(IT)を利用した場所及び時間にとらわれない働き方の導入 □ e 職場優先の意識及び固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供及び研修の実施 イ ア以外の次世代育成支援対策に関する事項										
・子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の 実施 ・若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又 は職業訓練の推進										
(2) 一般事業主行動計画の公表方法及び公表場所(規則第2条第7号関連)										
公表方法										
公表場所 (インターネットの利用による場合はそのアドレス)										
http://www.ryouritsushien.jp/										
(3) 一般事業主行動計画の計画期間(規則第2条第8号関連) 平成 21 年4月 21 日 ~ 平成 23 年4月 20 日(第3期)										
4 次世代育成支援対策推進法第 13 条の規定による認定の有無 ☑有(認定年月日:平成 19 年 8 月 29 日 認定者:石川労働局長) □申請中 □無										
5 県内の主な事業所										
事業所の名称	住	所		電 話	番号	号				
株式会社PFU 東京本社					044-540-4511					
	 する事項がある場合に記載	<u></u> すろ								

- - 2